

平成 29 年 第 2 回 定例会議

教育委員会会議録

平成29年 3 月 7 日

羽島郡二町教育委員会

平成29年 第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

平成29年3月7日(火)午後1時30分から、岐南町役場 2階 会議室2-1で開催した。
その要旨は次のとおりである。

1 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 委員長 | 岩井弘榮 |
| 委員長職務代理 | 杉江正博 |
| 委員 | 久納万里子 |
| 委員 | 林潤美 |
| 委員(教育長) | 宮脇恭顯 |

1 本日説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 教育長(再掲) | 宮脇恭顯 |
| 総務課長 | 松原和成 |
| 学校教育課長 | 森透 |
| 社会教育課長 | 飯田潤子 |

1 本日の書記

総務課長(管理監) 松原和成

1 本日の議案は次のとおりである。

議 題

- 第3号議案 羽島郡二町教育委員会委員の辞職同意について
- 第4号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 第5号議案 羽島郡二町教育委員会会議規則の全部を改正する規則について
- 第6号議案 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 第7号議案 羽島郡二町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
- 第8号議案 羽島郡二町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 第9号議案 羽島郡二町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
- 第10号議案 羽島郡二町教育委員会運営規則を廃止する規則について

協 議 題

- 1) 平成29年度教育委員会年間計画(案)について
- 2) 退職校長への感謝状の贈呈について
- 3) 平成29年度教職員の服務宣誓式(案)について
- 4) 次回(3回)教育委員会定例会議の開催(案)について
- 5) その他

委員長 午後1時30分、平成29年第2回羽島郡二町教育委員会定例会議の
開会を宣した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定した。

総務課長

平成29年4月1日より、羽島郡二町教育委員会において、「新教育委員会制度」に移行する経過及び教育長の辞職願について報告した。

委員長

辞職願については質疑が無いことを確認し承認とした。

前回会議録の承認についての報告を求めた。

総務課長

前回会議録を朗読し報告をした。

委員長

同報告について質疑を求めたところ、質疑がなかったので「前回会議の承認について」は報告のとおり承認された旨を述べた。

委員長

続いて教育長の報告を求めた。

教育長

1. はじめに

(1) 新教育委員会制度への移行の諸整備が進行中である。

4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う新教育長を任命して、新しい体制で教育行政が進められる予定である。これに伴う関係条例や規則の改正や新教育長の任命にかかる事務が進んでいる。規則整備についてはこの3月議会や教育委員会で審議いただくことになっている。[資料]

(2) 学習指導要領(案)の改正に基づく、先行情報が溢れていて、整備されないまま準備期間に突入する。3月の議会でも、新聞等により情報をもとに次のような質問がある。

○岐南町議員より

「世界に目を向けた人材育成と教育を」として

① 新学習指導要領(案)に準じた話せる英語教育の早期実現

② 学習指導要領改訂に向けた教員の人材確保と育成

○岐南町議員より

「新しい学習指導要領実施に当たっての課題と考え方」として

① 小学校で英語科が新設され、子どもたちの英語への興味と語学力向上につながるように推進されるべきだと考えるが、進めるに当たっての課題と考え方について

② 「アクティブラーニング」といわれる能動的で参加型学習が進められるが、学校には様々な個性をもった子どもがいる中でどのように展開していくか。課題と考え方は。

(3) 両町の総合調理センターの改築が進んでいるが、実態に応じた改善策が必要である。

岐南町は鉄骨の組み立てが始まり、笠松町も基礎工事のための整備が進んでいる。岐南町では食アレルギーを持つ児童生徒の対応として、他の市町の給食調理センターを訪問して、その対応の検討が進められている。児童生徒の対応について、その状況を関係部局が共有して、

学校が不安なく子どもたちに給食を提供できるよう体制を整えなければならぬ。[資料]

- (4) 異動事務の完了時期になっても、未補充を残したまま新年度に突入する心配がある。

中学校の教科担任や小学校の担任や分掌の決定が遅れたりして、学校に多大な負担をかける。教員の配置が完了しないと教委から内申できないとして教員の補充を求めるなど、ここ数年未補充のままスタートしたり、年度途中で補充が必要になっても補充されないことが続いていることへの対応について市町村教委でも求めるだけでなく、確保の提案をしなければならないと考えている。

2 平成29年度 羽島郡二町教育委員会の整備（案）

- (1) 学習支援員さんに少人数指導等学習への参画をお願いし、30年度からは勤務や報酬面での改善を図る。

今でも参画していただいている支援員さんがいる。また、個別に援助をしていただいている支援さんもいる。しかし、基本的には学習支援員さんは、児童の学習活動に直接関わっていただくよう年度当初をお願いをしたい。授業への積極的な参画を前提として、状況によっては問題提示の段階を担当と二人でしたり、数人の少人数指導をしていただいたり、担任と協働できるようにお願いしたい。平成29年度を準備の年度として試行しながら整備にかかりたい。

[例]

- ① 道徳や教科の導入について
- (2) 特別支援教育を主として担当する指導主事を配置について
- ② 各学校の指導援助について
- (3) 小学校の英語科や英語活動を推進するに当たって
- (4) 自主研修会の開催（予定）
 - ① 講師の採用試験研修と実践的な指導力向上のための研修
6月～7月、8月二次試験前
 - ② 学習支援員と担任によるTT指導研修会の開催
 - ③ 経験の浅い低学年担当教員を対象に、授業・学級経営について交流し、指導について共同で学ぶ機会を設ける。
 - ④ 学校で電子黒板、プロジェクター、タブレットの活用方法を学ぶ情報研究会を開催する。

3 平成29年度に向けて

教育の質的な転換を図る機会としなければならない。継続性も大切に、この機会に今までの教育活動や指導方法を見直す機会としないと改訂は意味のないものになり、「教育が悪くなった。」という

今までの指導要領改訂のたびに交わされる会話がくり返される。
児童生徒の「学び感」や教職員の「指導観」を転換する大切な期間
としてのスタートの年にしたい。

年間の授業時数を新たに20～30時間生み出して、児童生徒につ
くことのできる時間を確保する。

- 1 前期授業日 4月7日(金)～10月6日(金)
 - 2 夏季休業日 7月21日(金)～8月24日(木)
 - ・ 実日数 38日
 - ・ 8月7日～18日は行事を持たない日
 - ・ 7月24日以降の数日は三者懇談で前期中間のまとめと夏休みの計画確認、中学校は、中体連終了後
 - ・ 8月21日～23日は前期修了までの計画
 - 3 学期休業日(10月10・11日)
 - ・ 2日間(実際は5日)
 - ・ 2日間は二者懇談、2日間は後期計画(実際はスタート準備)
 - 1 後期授業日 10月12日(木)～3月26日(月)
 - 2 三者懇談 冬季休業日前に後期前半を対象として三者懇談を行う。
 - 3 冬季休業日 学校途中であることを意識して、家庭での生活が休業日明けの学校生活に繋がるように指導する。
12月27日(水)～1月8日(月)13日間
 - 4 卒業式 小学校 3月23日(金)
中学校 3月7日(予定)
 - 5 学年末休業日 3月27日(火)～4月8日(日)13日間
- ① 低学年を叱って育てる時代ではない。
 - ② 小学校に入学したときに、保護者が役割を理解し、児童が一人でできるようになるまで丁寧に関わって貰えるようにする。
 - ③ 運動を休日にしていない児童がいないか？

平成29年度にむかって(児童生徒に)

- 1 小学校で、だれもが運動できる機会を保証する。
- 2 個別懇談のための「自分の振り返りと目標決め」の機会を定期的に設け、個別懇談を充実させる。
- 3 小中学校とも家庭学習をもう一度徹底させる。
- 4 発達に障がい、遅れのある児童に生徒の対応を充実させる。

平成29年度にむかって(教職員に)

- 1 習熟度別学習に取り組む。
- 2 教科書を使って指導する。

- 3 学んだことを教科書を活用して家庭で復習できるように習慣化をし、授業でも前時間との関連を大切にされた課題化を工夫する。
- 4 絶えず個別懇談で児童生徒が保護者に話すことを意識して、努力を認め、皆に認められる機会をつくり、時間を設けて班等で交流しながら事実をもって話すことができることを意識した指導をする。

次世代に活躍できる児童生徒の育成（学習指導要領総則案）

- 1 社会環境の変化と求められる人材像（科学技術・学術政策局基盤政策課）
- 2 2020年以後の世界
- 3 教育の改善・充実を生み出すカリキュラム・マネジメント
そのために今
「やれた、できた」時に褒めて、「いつでもできること」になったときに褒め、よさや個性とする。

新しい時代と社会に開かれた教育課程

- ・「学校」の意義
- ・社会に開かれた教育課程
- ・社会に開かれた教育課程で大切にすること
- ・改訂に向けての課題
- ・人生を主体的に切り拓くための学び
- ・学習プロセス等の重要性
- ・資質・能力の要素

平成29年度児童生徒数

| 児童生徒数 | 岐南町 | 笠松町 | 合計 | 増減 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| 小学校 | 1,401 | 1,172 | 2,573 | -3 |
| 中学校 | 651 | 633 | 1,284 | -34 |
| 小中計 | 2,052 | 1,805 | 3,857 | -37 |

このような状況である。以上資料1・2・3・4を用いて説明する。

- | | |
|-----------------------|---|
| 委員 長 杉江 委員 教育 長 | 教育長の報告について何か質疑を求める。 低学年に生活面等に指導しているのか。 一番子どもたちが不安定になって、自分が分り始めるとどうしても人と比較すると心と態度が荒れてくる。 |
| 委員 長 教育 長 | 小学校に行く前の保育園・幼稚園の指導が大切ではないのか。 早い段階から、親も保育園・幼稚園も分っていただき、小学校の方も |

十分理解して動く体制を整える。

両町ともこのような子どもに対して支援員をつけて丁寧にしてうまく連携を図りながら他の子たちが落ち着いて学習ができるように整えなければならない。

委員長 質疑が無いことを確認し、新年度に向かって大変な課題を抱えながら行っていく。開議に入る旨を述べた。

新教育委員会制度に伴う教育長の辞職同意・規約・規則・廃止について、第3号議案から第10号議案までの説明を求めた。

総務課長 第3号議案 羽島郡二町教育委員会委員の辞職同意について説明した。
委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第4号議案について説明を求めた。

総務課長 第4号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第5号議案について説明を求めた。
総務課長 第5号議案 羽島郡二町教育委員会会議規則の全部を改正する規則について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第6号議案について説明を求めた。
総務課長 第6号議案 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第7号議案について説明を求めた。
総務課長 第7号議案 羽島郡二町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第8号議案について説明を求めた。
総務課長 第8号議案 羽島郡二町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第9号議案について説明を求めた。
総務課長 第9号議案 羽島郡二町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。第10号議案について説明を求めた。
総務課長 第10号議案 羽島郡二町教育委員会運営規則を廃止する規則について説明した。

委員長 質疑が無いことを確認し承認した。

次に協議題に入る旨を伝えた。

協議題 (1) 平成29年度教育委員会年間計画(案)について説明を求めた。
総務課長 資料5のとおり説明をした。

委員長 質疑を求めたところ異議がなかったため、原案のとおり承認した。

協議題 (2) 退職校長への感謝状の贈呈について説明を求めた。
総務課長 資料6のとおり説明をした。贈呈日は、3月31日にだったらよい。

委員長 質疑を求めたところ異議がなかったため、原案のとおり承認した。

協議題 (3) 教職員の服務宣誓式(案)について説明を求めた。
学校教育課長 資料7のとおり説明をした。

委員長 質疑を求めたところ異議がなかったため、原案のとおり承認した。

協議題 (4) 次回(3回)教育委員会定例会議(案)について説明を求めた。

総務課長 4月4日(火) 10:30~11:20 笠松中央公民館3階会議室3の2で開催することを説明した。

委員長 質疑を求めたところ異議がなかったので、原案のとおり開催することを確認した。

以上で、全議案の審議が終了したので、平成29年 第2回羽島郡二町教育委員会定例会議を閉会する。

終了 午後2時45分

平成29年3月7日

委員長